

## 津市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年12月1日

津市監査委員 渡 邊 昇  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 山 崎 正 行  
津市監査委員 田 矢 修 介

### 記

#### 第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成23年4月から同年9月までに監査委員質疑を実施したものに限る。）は、次のとおりである。

- (1) 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- (2) 市立小中学校分校
  - ア 高茶屋小学校あすなろ分校
  - イ 栗真小学校国児分校
  - ウ 南郊中学校あすなろ分校
  - エ 一身田中学校国児分校
- 2 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体監査」という。）

財政援助団体監査の対象としたのは、次のとおりである。

  - (1) 津市体育協会（財政援助の内容：津市体育協会活動等支援事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
  - (2) 社会福祉法人津市社会福祉協議会（財政援助の内容：社会福祉協議会運営事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部福祉政策課）
  - (3) 社会福祉法人自由学苑福祉会（久居保育園）（財政援助の内容：地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預かり事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部こども家庭課）

- (4) 社会福祉法人豊津児童福祉会(みらいの森ゆたか園)(財政援助の内容:地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預かり事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども家庭課)
- (5) 修成地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (6) 高茶屋地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (7) 社会福祉法人友睦(精神障害者通所授産施設(小規模)工房T&T)(財政援助の内容:精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付 所管部局:健康福祉部障がい福祉課)
- (8) 高座原集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所管部局:美里総合支所地域振興課)
- (9) 美里地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:美里総合支所地域振興課)
- (10) 藤集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所管部局:白山総合支所地域振興課)
- (11) 白山町地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:白山総合支所地域振興課)
- (12) 財団法人津市社会教育振興会(財政援助の内容:津市社会教育振興会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (13) 津市PTA連合会(財政援助の内容:津市PTA連合会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (14) 津市子ども会育成者連合会(財政援助の内容:津市子ども会育成者連合会活動補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)

## 第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

### 1 定期監査及び行政監査

平成23年6月に監査委員質疑を実施した市立小中学校分校については、原則として平成22年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査委員質疑を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成2

3年度の財務及び事務の執行を対象とした。

## 2 財政援助団体監査

平成20年度から平成22年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

なお、監査委員質疑は平成23年4月、同年5月に実施した。

## 第3 監査の期間

監査の期間は、平成23年4月11日から同年11月21日までである。

## 第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

### 1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

### 2 財政援助団体監査

#### (1) 財政援助団体関係

ア 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。

イ 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。

ウ 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

#### (2) 所管部局関係

ア 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。

イ 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

## 第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることなどを求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

## 1 定期監査及び行政監査

### (1) 三重短期大学事務局（大学総務課）

三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌（月刊誌・季刊誌）について、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるものがあったことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。

## 2 財政援助団体監査

### (1) 社会福祉法人津市社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部福祉政策課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

#### ア 財政援助の概要（注）

財政援助の内容	社会福祉協議会運営事業補助金の交付	
交付目的	地域における社会福祉事業の振興及び地域福祉の増進を図る	
交付対象経費	同協議会の事業費及びその運営費	
交付額	平成20年度	393,669,000円
	平成21年度	382,450,000円
	平成22年度	378,978,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。以下財政援助の概要について同じ。

#### イ 指摘事項

社会福祉協議会運営事業補助金について、同補助金を市が津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣する職員の給料に充当していたが、当該派遣職員が従事する業務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に定める給与支給が可能な業務であるか否かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを定めた同法第6条第1項の趣旨を逸

脱するおそれがあるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられたい。

(2) 修成地区社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部高齢福祉課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付	
交付目的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援することにより、地域福祉の向上を図る	
交付対象経費	長寿を祝う行事等に要する経費	
交付額	平成20年度	1,649,600円
	平成21年度	1,665,600円
	平成22年度	1,691,200円

イ 指摘事項

平成21年度の津市敬老事業補助金について、実績報告書の収支計算書に記載された市費充当額の総額をもって交付確定をしていたが、当該交付確定額は、同協議会の敬老事業に係る現金出納簿に記帳された支出総額より約3万7千円多く、当該差額分は敬老事業以外の経費に充てられたものと考えられるため、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、平成22年12月6日付け津市監査委員告示第8号（住民監査請求監査の結果）における意見等を踏まえ、適切な事務処理に努められたい。

(3) 高茶屋地区社会福祉協議会（所管部局：健康福祉部高齢福祉課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付	
交付目的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援することにより、地域福祉の向上を図る	
交付対象経費	長寿を祝う行事等に要する経費	
交付額	平成20年度	1,519,200円
	平成21年度	1,596,800円
	平成22年度	1,675,200円

イ 指摘事項

津市敬老事業補助金に係る会計処理について、同協議会は現金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、実績報告書における収支決算書の内容と実際の補助金に係る収支状況の内容を照合し難いものであったが、同補助金の交付決定に当たっては、「補助金と事業に係わる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5か年間保管しなければならない」という条件を付していることを踏まえ、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(4) 高座原集落（所管部局：美里総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	中山間地域等直接支払交付金の交付	
交付目的	中山間地域等における担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る	
交付対象経費	集落協定に基づく活動経費等	
交付額	平成20年度	4,471,173円
	平成21年度	4,471,173円
	平成22年度	4,464,201円

イ 指摘事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期（平成17年度～平成21年度）の集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(5) 藤集落（所管部局：白山総合支所地域振興課）

財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	中山間地域等直接支払交付金の交付	
交付目的	中山間地域等における担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る	
交付対象経費	集落協定に基づく活動経費等	

交 付 額	平成20年度	1, 427, 076円
	平成21年度	1, 427, 076円
	平成22年度	1, 427, 076円

イ 指摘事項

(ア) 実施状況に係る公表について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期（平成17年度～平成21年度）集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(イ) 対象農用地に係る取組について

集落協定の対象農用地について現地を確認したところ、第2期及び第3期（平成22年度～平成26年度）の各集落協定において、農用地の管理方法を「耕作」と記載している一部の対象農用地について、1年以上作物の作付けが行われていないと考えられるため、地域振興課は、集落協定の趣旨を踏まえた取組がなされるよう助言し、必要に応じて中山間地域等直接支払交付金実施要領第7に定める各種施策と連携した取組に努められたい。

- (6) 白山町地域水田農業推進協議会（所管部局：白山総合支所地域振興課）  
財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市生産調整交付金（平成20年度・平成21年度）及び津市水田利活用自給力向上事業交付金（平成22年度）の交付
交 付 目 的	津市生産調整交付金について、米の生産調整を円滑に実施することにより、高品質な米の生産及び価格の安定化を図り、津市水田利活用自給力向上事業交付金については、水田を有効活用することにより、食料自給率の向上を図る
交 付 対 象 経 費	米の生産調整及び水田利活用に係る麦・大豆などの作付面積又は収量に応じた助成、事務等の経費

交 付 額	平成20年度	16,410,000円
	平成21年度	16,410,000円
	平成22年度	14,019,071円

イ 指摘事項

平成21年度の津市生産調整交付金について、同協議会が、ある水田の全部に大豆の作付けがあったものと確認し、その面積に応じた交付金を交付していた当該水田を現地で見たとところ、農機具置き場等の施設用地としても利用されており、当該水田において作物の作付けをしていたと推測されるのは、その一部であって、当該水田の全部に大豆を作付けしたものとして交付された平成21年度の交付金は、適正とは認められないものであった。

そこで、交付金の交付に当たっては、現地における作物の作付状況を適切に確認するよう、事務処理の在り方を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。